

大雪で被災されたお客さまへ

令和3年1月7日から的大雪により被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

今回の大雪で砺波市、小矢部市、南砺市地域に災害救助法が適用されました。当金庫は、災害救助法が適用された地域のお客さまに対し、預金の払い戻し等について、下記のとおり対応させていただきますのでお知らせいたします。

また、今後、適用地域が追加された場合も同様の対応といたします。

記

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しいたします。
- (2) 届出の印鑑のない場合には拇印にて払戻しいたします。
- (3) ご事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しをいたします。また、当該預金等を担保とすることをご融資をいたします。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるよう交渉いたします。
- (5) 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告へ掲載及び取引停止処分に対する配慮を行います。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮いたします。
- (6) 損傷した紙幣や貨幣の引換えに対応いたします。
- (7) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、柔軟な融資相談を行います。また、融資審査に際しては提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けているお客さまの便宜を考慮して適時的確に対応いたします。
- (8) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に対応いたします。
- (9) 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した対応をいたします。

以 上